

■評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際交流基金	
評価対象	年度評価	平成 26 年度（第 3 期）
事業年度	中期目標期間	平成 24～28 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管 部局	外務報道官・広報文化組織	担当課、 責任者	広報文化外交戦略課長 新居雄介 文化交流・海外広報課長 高田真里
評価点検 部局	考査・政策評価官室	担当課、 責任者	考査・政策評価官 彦田尚毅

3. 評価の実施に関する事項	
平成 27 年 7 月 1 日（水）	国際交流基金監事と岡庭審議官の意見交換
平成 27 年 7 月 3 日（金）	外務省に対する業績説明（理事長に対するヒアリング、外部有識者を含む）

4. その他評価に関する重要事項	
(1) 評価単位に関する留意事項	<p>国際交流基金第三期中期計画の構造「大項目－中項目－小項目」において、従来は小項目単位で評価した後に最終的に中項目単位で評定を付していたが、評価実施者である外務省と調整した結果、今次業務実績評価プロセスより、以下の通り評価単位を変更する。</p> <p>① 事業部分にあたる「Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置」については、財務諸表のセグメントと整合させて、中項目を評価単位とする。</p> <p>② 管理運営部分にあたる「Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」「Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画」「Ⅳ その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項」については、多くの場合中項目と小項目が同一である上、評価単位としては細分化されすぎているため（※）、大項目を評価単位とする。</p> <p>※例えば、「一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比1.35%以上の削減」「給与水準の適正化」「関係機関の海外事務所との事業の連携強化」「短期借入金の限度額」「重要な財産の処分」「剰余金の使途」など</p>
(2) 独立行政法人通則法附則第 8 条に基づく項目別自己評定調書記載事項の扱いについて	

独立行政法人通則法附則第 8 条に基づく経過措置の適用により、項目別自己評定調書記載事項の扱いを以下の通りとする。

- ① 「1. 当事務及び事業に関する基本情報」の「当該項目の重要度、難易度」については空欄とする。
 - ② 「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」には定量的指標及びモニタリングのための主要な数値実績を記載する。
 - ③ 「2. 主要な経年データ」の「②主要なインプット情報」について、評価項目のうち、組織横断的な取組である「地域・国別事業方針による事業の実施」「東日本大震災からの復興に資する事業の実施」においては、空欄とする。
- (3) 独立行政法人通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況の公表について
前年度の外務省独立行政法人評価委員会による項目別評価結果の反映状況については、「3. (5) ②評価結果の反映状況」に記載する。

■総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
評定に至った理由	<p>以下を踏まえ、A評定とした。</p> <p>(1) 大項目「国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」の評価対象8項目の評定が、S評定1項目、A評定5項目、B評定2項目と、A評定以上の項目が6項目を占める。</p> <p>(2) 大項目「業務運営の効率化に関する事項」「財務内容の改善に関する事項」「その他業務運営に関する重要事項」は全て所期の成果を達成しており、評定は全てB評定である。</p> <p>(3) 法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等、全体評定に影響を与える事象はなかった。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>近年、わが国の対外発信強化、諸外国との相互理解増進の機運が高まる中、国際交流基金には国際文化交流の中核的専門機関としての貢献が求められている。オリンピック・パラリンピック競技大会の東京での開催が決まり世界の注目がますますわが国に集まる中で、国際交流基金は新たなチャレンジに取り組みつつ、世界にわが国の友人を増やし、良好な関係を築くために様々な事業を行っている。</p> <p>平成26年度は、平成25年度の「アジア文化交流強化事業」に続き、補正予算で「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業」が措置されるなど、当基金が果たす役割への期待が大きく高まった年であった。事業規模の大幅な拡大という大きなチャレンジに対し、組織の再編や体制の強化を機動的かつ適切に行うことで、当基金に対して寄せられた期待に対して十分に応えられたと自己評価する。</p> <p>具体的には、「アジア文化交流強化事業」を本格的に実施するため、新たにアジアセンターを設置し、既存人員の配分調整を行って人員配置した。また、東南アジアにある5つの海外事務所には、現地の活動強化のために調整員14名を派遣し、海外事務所の業務増加に備えた。</p> <p>その結果、以下のように、既存事業では十分に取り組むことのできなかつた分野での新たな企画の実施が可能となり、また、既存の分野であつて</p>

も量的・質的に事業規模が拡大して、日本とアジアとの交流深化に大きく貢献することができた。

- “日本語パートナーズ”が派遣先で日本語教育を通じ約3万8千人の生徒たちと交流して草の根レベルでの日本への関心層を開拓
- 東京国際映画祭にアジア部門を新たに設置し、東南アジアから多数の映画関係者を招へいして映画交流のプラットフォームとネットワークを形成
- 舞台芸術等の大型協働プロジェクトを立ち上げてアジア域内の共感・共生の意識を醸成
- アジア共通に人気のあるサッカーを通じて交流の裾野を拡大し、人材育成に貢献

これら事業の成果については、国内外の有識者、文化人からなるアジアセンター事業諮問委員会においてもその成果が高く評価された。

平成26年度は、事業の設計や東南アジア各国政府との難易度の高い調整などのため、特に年度の前半は事業の本格的実施に向けた基盤づくりに時間を費やしたため、一部事業の遅滞が発生した。しかしながら、平成27年度においては不足していた部分、改善すべき部分を補いつつ、さらなる事業内容の充実と事業規模の拡大を図っている。

また、その他の事業分野においても、「アジア文化交流強化事業」と連動して、東南アジア向けの現代演劇、オーケストラ、美術分野での人材育成や、“日本語パートナーズ”派遣と連動して日本語専門家派遣による現地教師の支援や訪日研修の拡大等の日本語教育支援強化といった東南アジア向け事業を国際交流基金全体として実施した。

上記以外の各分野における主要な成果は以下の通り。

文化芸術交流事業では、日本・スイス外交関係樹立150周年、「V4+日本」交流年、日・カリブ交流年等の外交上重要な機会を捉え、複数のプログラムの特性を活かした企画を着実かつ効果的に実施し、各国・地域における日本の存在感を高めることに貢献した。各国で主催したレクチャー・デモンストレーション・公演事業では、約6割の来場者・参加者が日本文化イベントに初めて参加しており、対日関心層の拡大に寄与した。これらを含め、当基金主催事業の来場者・参加者は120万人以上となった。また、平成26年度補正予算で措置された「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業」の本格的実施に向けた準備を着実に進めた。

日本語事業では、日本語能力試験の実施地を66か国213都市に増やし、受験者数が約45万人に増加して収入が支出を上回る安定的実施を継続している。海外で運営する日本語講座(JF講座)については受講者数を35.5%増加させた。また、二国間経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福

	<p>社士候補者の来日前日本語研修の規模を前年度比 1.5 倍にするなど、基金が実施する日本語教師・学習者向け研修への参加者数は約 2,200 名となった。特に東南アジア向けには教育行政担当者を招へいするなど、“日本語パートナーズ”派遣と連動させて、中長期的な成果を効果的に目指す取組を行った。</p> <p>海外の日本研究支援においては、米国・中国への重点支援を継続するとともに、アフリカ諸国におけるネットワーク形成や欧米とアジアの日本研究者交流といった新たな取組を行った。知的交流の促進においては、特に米国の政策形成層への働きかけを行って米国内におけるプレゼンスの向上に貢献したほか、日中韓の各界若手リーダー間の交流事業を 4 年ぶりに再開し、信頼関係構築に寄与した。また、受託事業である KAKEHASHI 事業については、2 年間で約 4,600 名の招へい・派遣を行うという目的を達成し、日米間の量的・質的な交流深化に貢献した。</p> <p>海外事務所の活用については、事務所移転や修繕の影響はあったものの、ウェブサイトアクセス数や図書館利用者数は着実に増加した。国内認知度向上のための取組については、若年層への訴求を目指してソーシャルメディアによる発信に努めたところ、対前年度比 226% のアクセス増加となった。また、東日本大震災に関連して、日本と同様に自然災害の多い東南アジアの人々とともに、防災・減災の意識を高めるための具体的な防災教育プログラムを作るプロジェクトを行ったところ、その手法がさっそくネパールでの大地震の際に活かされる事例があった。</p> <p>組織の運営・管理面では、急速に円安が進行し海外における経費が増加する状況の中で、さらなる費用の削減・効率化に取り組んだ結果、中期計画に定められた一般管理費、運営費交付金による業務経費の削減に関する年間の数値目標を達成するとともに、独立行政法人が求められている内部統制の強化・充実や契約・入札の透明化・公正化等をさらに進めた。</p> <p>また、上記の通り新規大型事業実施のための事業部門新設等を行い、体制の強化に取り組んだ。閣議決定にもとづく国際観光振興機構との本部事務所共用化及び国際業務型独立行政法人の海外事務所近接化に関しても関係機関との連携のもと適切に取り組んだ。</p> <p>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関しては、関係機関・関係者との協議・意見交換を通じて、情報収集・ネットワーク作りを行い、文化面での貢献のための基盤づくりを行った。</p> <p>(業務実績の詳細については項目別自己評定調書参照)</p>
<p>全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項</p>	<p>法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項はなかった。</p>

3. 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
地域・国別事業方針による事業の実施	□	□	A			No. 1	
文化芸術交流事業の推進及び支援	□	□	A			No. 2	
海外日本語教育、学習の推進及び支援	□	□	A			No. 3	
海外日本研究・知的交流の促進	□	□	A			No. 4	
「アジア文化交流強化事業」の実施	/	/	S			No. 5	
東日本大震災からの復興に資する事業の実施	□	□	A			No. 6	
国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	ハ	ハ	B			No. 7	
海外事務所の運営、京都支部の運営 /国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業	ハ	ハ	B			No. 8	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	平成 24 年度	平 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化	ハ×7	□×1 ハ×6	B			No. 9	
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	ハ	ハ×2	B			No. 10	
IV. その他の事項							
人事に関する計画 /施設・設備の整備・運営	□×1 ハ×1	ハ×2	B			No. 11	

※平成 24、25 年度は外務省独立行政法人評価委員会による評価結果（「イ＝計画を大きく上回って順調」～「ホ＝順調でない」までの 5 段階評価）

※平成 26 年度は自己評価